

株式会社日本政策金融公庫がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令和 8 年 2 月 9 日
株式会社日本政策金融公庫 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、公庫が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040 年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、公庫の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。

この目標は、公庫の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標、措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

(1) 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040 年度には 100%設置されることを目指す。

①公庫が新築する事業所の建築物における整備

公庫が新築する事業所の建築物については、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置する検討する。

②公庫が保有する既存の事業所の建築物における整備

公庫が保有する既存の事業所の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行う。

(2) 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

太陽光発電設備は、設置する建築物に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たす建築物を目指す。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。
- ③ 事業所に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ④ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を検討する。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減する。
- ⑥ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。
 - i) 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、事業所における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
 - ii) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑦ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑧ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑨ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減

を促進する。

- ⑩ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑪ 燃料を使用する設備については、燃料使用量の継続的な削減を進めるとともに、脱炭素化された電力による電化やカーボンニュートラルな燃料への転換等を進める。なお、設備の脱炭素化にあたっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえて検討する。
- ⑫ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
 - i) 公庫の各施設における積極的な省エネルギー診断の実施に努める。
 - ii) すでに省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。
 - iii) 施設・機器等の更新時期を踏まえ、高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、ESCOの活用を検討する。
 - iv) エネルギー管理の徹底を図るため、小規模事業所に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる大規模な事業所から順次ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入し、エネルギー消費量の見える化及び最適化を図り、事業所のエネルギー使用について不断の運用改善を図る。なお、BEMSの導入に当たっては、経済合理性にも配慮する。

（2）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。また、建設廃棄物処理指針（平成22年度版）に基づき、建設廃棄物等の発生抑制、再生利用について仕様書等に明示するよう努め、建設業者による建設廃棄物等の適正処理のみならず、発生抑制、再生利用促進による焼却量低減を促す。
 - i) 建設業に係る指定副産物の再生利用や新規用途の開発を促進する。
 - ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - ii) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、

排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ⑥ 敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
- ⑦ 業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。

(3) 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

- ① 公用車及び営業用リース車（以下、「公用車等」という。）については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。
- ② 公用車等の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ③ 公用車等の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。
 - i) 公用車等一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行うとともに、使用実態を精査し、公用車等の台数見直しを適宜行う。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
 - iii) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。
 - iv) 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。

(2) LED照明の導入等

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに公庫で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするよう努める。

- ② 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に基づき、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
- ③ 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。また、長期的には、追加性を意識し再エネ導入量の増加に寄与する電力調達の方法を検討する。
- ④ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) GX製品の率先調達

グリーンスチールが使用された電動車やオフィス家具などの調達を進める。また、公共工事を実施する際にも（事業の特性を踏まえつつ）、グリーンスチールが使用された資材等について、調達に努める。

(6) その他

① 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

② リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- i) 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。
- ii) その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- iii) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- iv) プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品の調達に努める。

③ 用紙類の使用量の削減

- i) 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ii) FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

④ 再生紙の使用等

- i) 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ii) 印刷物については、原則再生紙を使用するものとする。

- ⑤ 合法木材、再生品等の活用
 - i) 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものの使用を検討する。
 - ii) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
 - iii) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。
- ⑥ フロン類の排出の抑制
 - i) 業務用ヒートポンプ給湯器、冷凍・冷蔵ショーケース、食堂などで使用される業務用冷蔵庫、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入を検討する。
 - ii) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
 - iii) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて 1 年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000 t（CO₂ 換算）を超えてしまった場合には財務大臣に報告をする。
 - iv) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）または民間が提供する同等のシステムを活用するなど、電子化に努める。
 - v) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準に則って冷媒回収を徹底する。
 - vi) 家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の 3 R + Renewable

- ① 排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制、リサイクルの実施に努める。また、使用するプラスチック製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
 - ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
 - ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
 - ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
 - ⑤ 災害用備蓄食料の寄附等の取組を検討する。
- (2) 以下の目標・取組については、現状、公庫において導入可能ではないが、今後、導入可能と判断された場合は、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立、コストとのバ

ランス等) 及び導入に伴う影響等を踏まえながら導入を検討していく。

- ① ペロブスカイト太陽電池の導入の検討
- ② CO₂吸収型コンクリートの活用の検討

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的なノー残業デーの取得を推進する。
- ② 有給休暇（特別休暇含む）の計画的取得の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークや柔軟な働き方を可能にする制度（フレックスタイム制、時差出勤等）の推進等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 職員に対し必要な情報提供を行い、地球温暖化対策に関する研修を実施する。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

V. 温室効果ガス排出削減計画

株式会社日本政策金融公庫温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車等燃料		kg-CO2	1,662,000	623,000	—	—	
施設の エネルギー	基礎排出係数使用	kg-CO2	14,655,000	7,547,000	—	—	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	12,528,000	7,249,000			
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	12,739,000	6,059,000	—	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	10,612,000	5,771,000		
		(電気使用量)	kWh	22,903,381	20,410,000	—	—
		電気以外	kg-CO2	1,916,000	1,488,000	—	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	16,317,000	8,170,000	7,095,000 (調整後)	—50% (調整後)	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	14,190,000	7,872,000			